

# 玉村町耐震改修促進計画 (2022 改訂版)

令和4年4月

玉 村 町

## はじめに

玉村町では、「玉村町耐震改修計画（平成 21 年 3 月策定）」、「玉村町耐震改修促進計画（2017 改訂版）（平成 29 年 9 月策定）」を通じて、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきました。

計画の中で、平成 33 年度末（当時）までに住宅の耐震化率を 85%、多数の者が利用する建築物の耐震化を 98%にすることを目標に掲げ、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標に至らなかったことから、耐震化のさらなる推進が必要となっています。

一方、近年では、東日本大震災（平成 23 年 3 月）や熊本地震（平成 28 年 4 月）、大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）による多大な犠牲が出ており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、地震対策の緊急性がより一層高まっています。

以上のことから、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的として、住宅・建築物の耐震化を加速させるため、国や県の基本方針や町内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その目標達成のために必要となる住宅・建築物の耐震化の施策及び住宅の減災化の施策に取り組むことを目的として、「群馬県耐震改修促進計画（2021 - 2025）」との整合性を図り、「玉村町耐震改修促進計画（2022 改訂版）」を策定するものです。

# 目 次

第1章 計画の背景	1
1 大震災等からの教訓	1
(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）	1
(2) 熊本地震（平成28年4月）	2
(3) 大阪府北部地震（平成30年6月）	3
2 耐震改修促進法の改正	4
3 計画改定の背景	4
第2章 計画の概要	5
1 計画の目的	5
2 基本方針	5
3 対象建築物	5
4 計画の位置づけ	8
5 計画期間	8
第3章 群馬県の地震環境	9
1 過去の地震被害	9
2 群馬県内の活断層	11
3 群馬県内の地震動の予測	13
4 地震被害想定	14
第4章 耐震化の状況	16
1 住宅の耐震化率	16
2 多数の者が利用する建築物の耐震化率	16
3 ブロック塀等の課題及び対策	16
第5章 耐震化目標の設定	17
1 目標設定の考え方	17
2 住宅耐震化の目標設定	17
3 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定について	17
第6章 建築物の耐震化を促進するための施策	18
1 耐震化を促進するための施策	18
(1) 確実な普及と啓発	18
(2) 耐震改修の支援	19
2 住宅減災化の促進	19
3 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化	20

4	その他安全対策に関する取り組み	21
(1)	ブロック塀等の倒壊防止	21
(2)	天井等の非構造部材の脱落対策	21
(3)	窓ガラスや屋外看板等の落下防止	21
(4)	家具の転倒防止	21
(5)	空き家の耐震化	21
第7章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり		22
1	県、市町村、所有者、関係団体などの連携・役割分担	22
(1)	基本的な考え方	22
(2)	役割分担	23

# 第1章 計画の背景

## 1 大震災等からの教訓

(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、約25万棟に及び住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成7年の警察白書によると、死者5,502人の約9割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に建築された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が見られました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人<sup>\*1</sup>を超え、全壊した住宅は12.4万戸<sup>\*1</sup>、半壊した住宅が27.5万戸<sup>\*1</sup>でしたが、新耐震基準に従って建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした<sup>\*2</sup>。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

\*1：消防庁災害対策本部、平成27年第152報

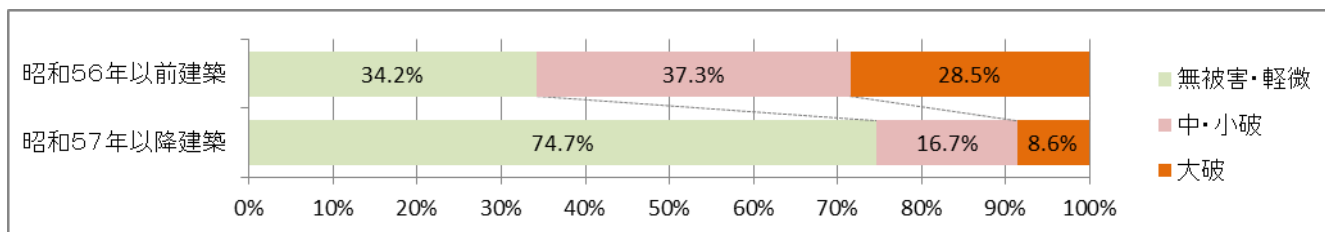
\*2：東日本大震災記録集(消防庁、平成25年3月)

阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数(人)	割合(%)
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

資料：「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日現在

阪神・淡路大震災における建築物時期による被害状況



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書(建設省)による

## (2) 熊本地震（平成 28 年 4 月）

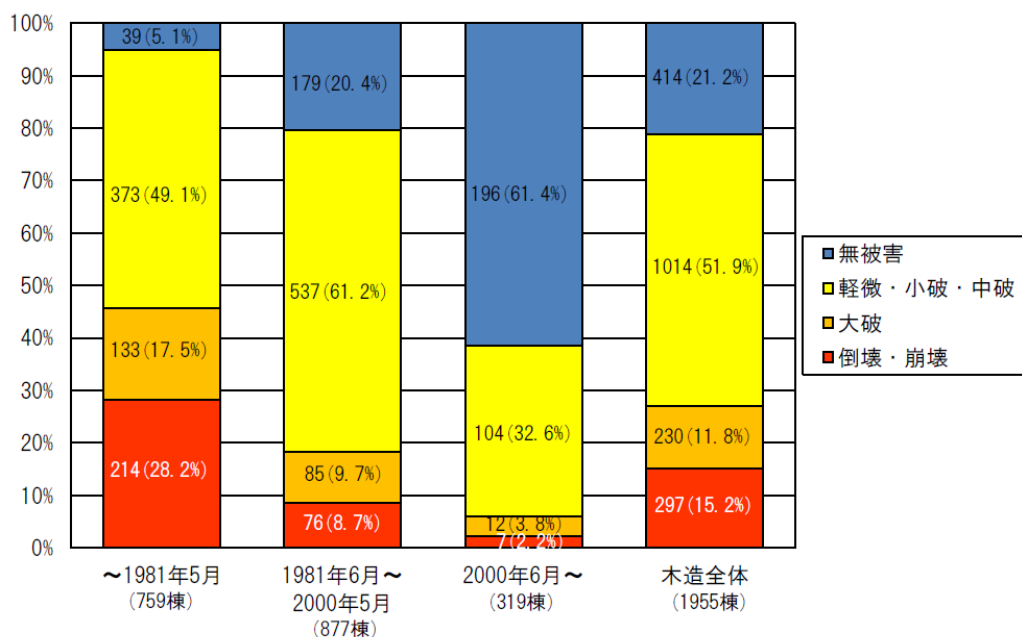
熊本県熊本地方において、平成 28 年 4 月 14 日および 16 日の 2 回、最大震度 7 を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成 28 年 9 月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されており、この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されており、接合部の仕様等が明確化された 2000 年以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。

学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況



資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成 28 年 9 月)による


(3) 大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）

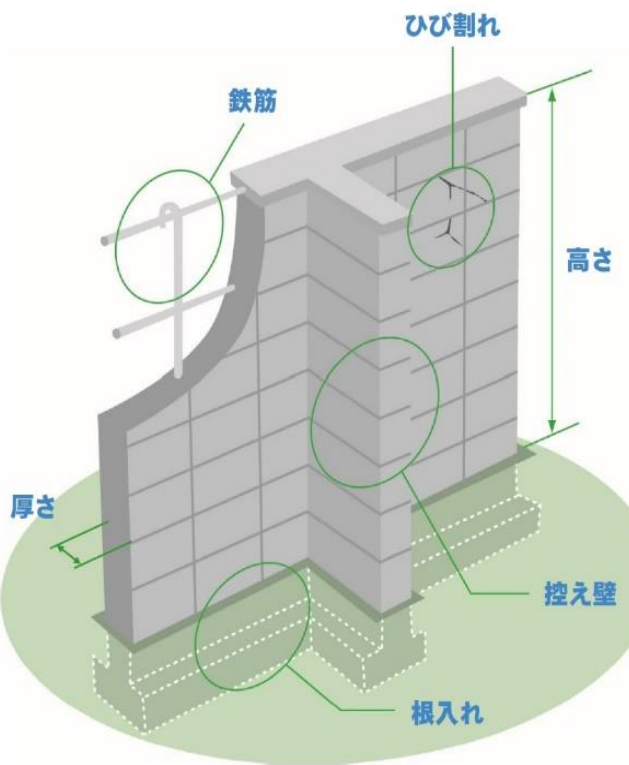
大阪府北部において、平成 30 年 6 月 18 日、マグニチュード 6.1 の地震が発生し、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度 6 弱を観測しました。地震による死者は 6 名で、うち 2 名が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校におけるブロック塀の安全点検等について取組を促す通知を全国の各教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震をはじめとして、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀が倒壊すると避難や救護活動のための道路を通行するのに支障をきたしたりすることから、倒壊のおそれのあるブロック塀の安全確保対策が求められています。

ブロック塀等の点検のチェックポイント


国土交通省



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：  
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

資料：ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省）

## 2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）は、平成 7 年 10 月に公布され、平成 18 年の改正によって、国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなりました。さらに、都道府県は基本方針に基づき、耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき耐震改修促進計画の策定に努めることとされました。

その後、地震時の人的・経済的被害を軽減するために平成 27 年に住宅・建築物の耐震化率を 90%とする政府の目標に対する耐震化の進捗の遅れ、また、南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成 25 年 11 月に改正耐震改修促進法が施行されました。

改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成 27 年 12 月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。さらに、大阪府北部地震による被害を受け、平成 31 年 3 月施行の政令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

## 3 計画改定の背景

本計画の従前の計画である「玉村町耐震促進計画（2017 改訂版）」において、平成 33 年度末（当時）までに住宅の耐震化率を 85%にすることを目標に掲げ、耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至りませんでした。

近年、全国各地で大規模な地震が頻発しており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、町民の命と財産を守るために、これまでよりも強力に地震対策に取り組む必要があります。

そこで、本計画ではさらに 5 年後の令和 8 年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、住宅・建築物の所有者等が地震対策の重要性を確実に認識できるように普及啓発の方法の見直しを行うとともに、所有者等や耐震化のプレイヤーとなる建築士・施工者が積極的に耐震改修に取り組みたくなるように支援策の内容の見直し等を行い、また、建築関係団体、建築士、施工者及び自治会等の地域組織との連携体制を強化し、これまでよりも強力に耐震化を促進します。



## 第2章 計画の概要

---

### 1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の命と財産を守ることを目的とし、国の耐震化率の目標、県内で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り組みます。

### 2 基本方針

このことを踏まえ、本計画では地震被害から市民の生命と財産を守るために、住宅及び建築物の耐震化の効果的な普及啓発及び支援を行うとともに、住宅の倒壊による圧死等を防ぐために、耐震シェルター等の住宅の部分的な補強による減災化を促進し、建築士や施工者、地域の力を活かせる環境整備を図ります。

### 3 対象建築物

改正耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、すべての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

耐震化を促進する対象建築物

種 類	内 容		備 考
住 宅	<p>県民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。</p>		戸建て住宅、共同住宅(長屋住宅含む)
特定既存耐震不適格建築物 <sup>※1</sup>	<p>次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化を促進します。</p> <p>①多数の者が利用する建築物</p> <p>②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物</p> <p>③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物</p>		法第 14 条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物 <sup>※2</sup>	<p>公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。</p>		
	要緊急安全確認大規模建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの</li> <li>・ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの</li> </ul>	法附則第 3 条定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物	<p>沿道建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物</li> </ul> <p>防災拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</li> </ul>	法第 7 条に定める要安全確認計画記載建築物
公共建築物	<p>公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの県民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。</p>		国が所有する建築物を除く

※ 1 特定既存耐震不適格建築物

次ページの**特定既存耐震不適格建築物一覧表**に定められた用途及び規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築された建築物。

※ 2 耐震診断義務付け対象建築物

次ページの**特定既存耐震不適格建築物一覧表**に定められた要件(耐震診断義務付け対象建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したもの。

特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条、法7条）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示※対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法附則第3条・法7条)	
多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 (法第14条第2号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物				階数1以上かつ500㎡以上
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第14条第3号)	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)		
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物		

要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)

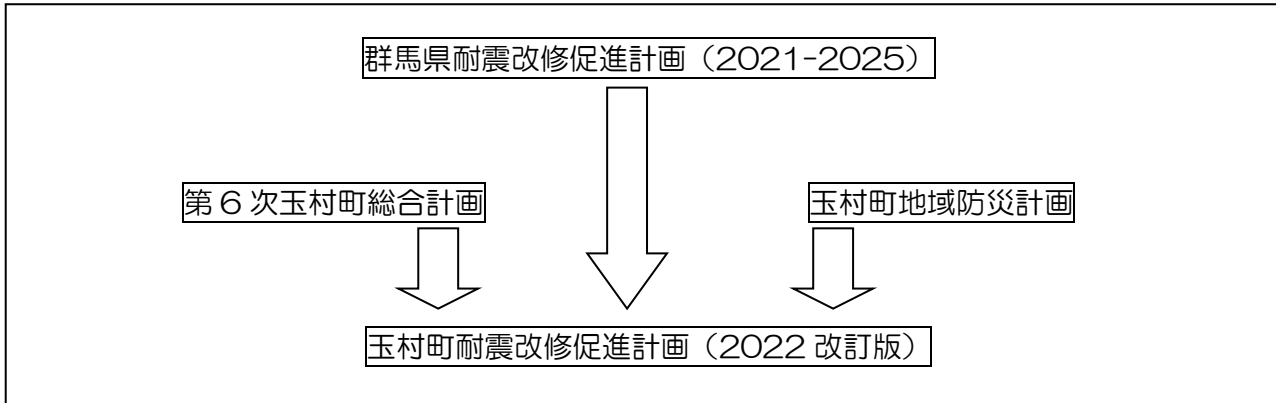
要安全確認計画記載建築物(法第7条)

※耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

#### 4 計画の位置づけ

群馬県において、令和3年4月に策定された「群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）」に基づき、本計画は、「第6次玉村町総合計画」と「玉村町地域防災計画」との整合性を図り策定します。

##### 本計画の位置づけのイメージ



#### 5 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

## 第3章 群馬県の地震環境

---

### 1 過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。

過去に、県内で発生した地震被害で最も大きいのが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋を破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震（平成16年10月）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損の被害を受けています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及び、玉村町では51棟の一部破損が確認されました。

また、道路においては、国道354号（当時）の五料橋で「橋桁」と「橋脚」の取付け部材（支承）が被災し、橋面上に4cmの段差が生じたため、3月11日（15:20）から4月1日（12:00）まで全面通行止めとなりました（歩道部のみ3月14日（16:00）に通行解除。）。

東北地方太平洋沖地震により被災した五料橋



資料：「東日本大震災に関する記録（群馬県）」

## 過去の地震被害

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	・・・※1 (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※2(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損4棟

資料：『群馬県地域防災計画』(震災対策編(第1部 総則 第4節))による

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2 気象庁が命名した地震。

## 2 群馬県内の活断層

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

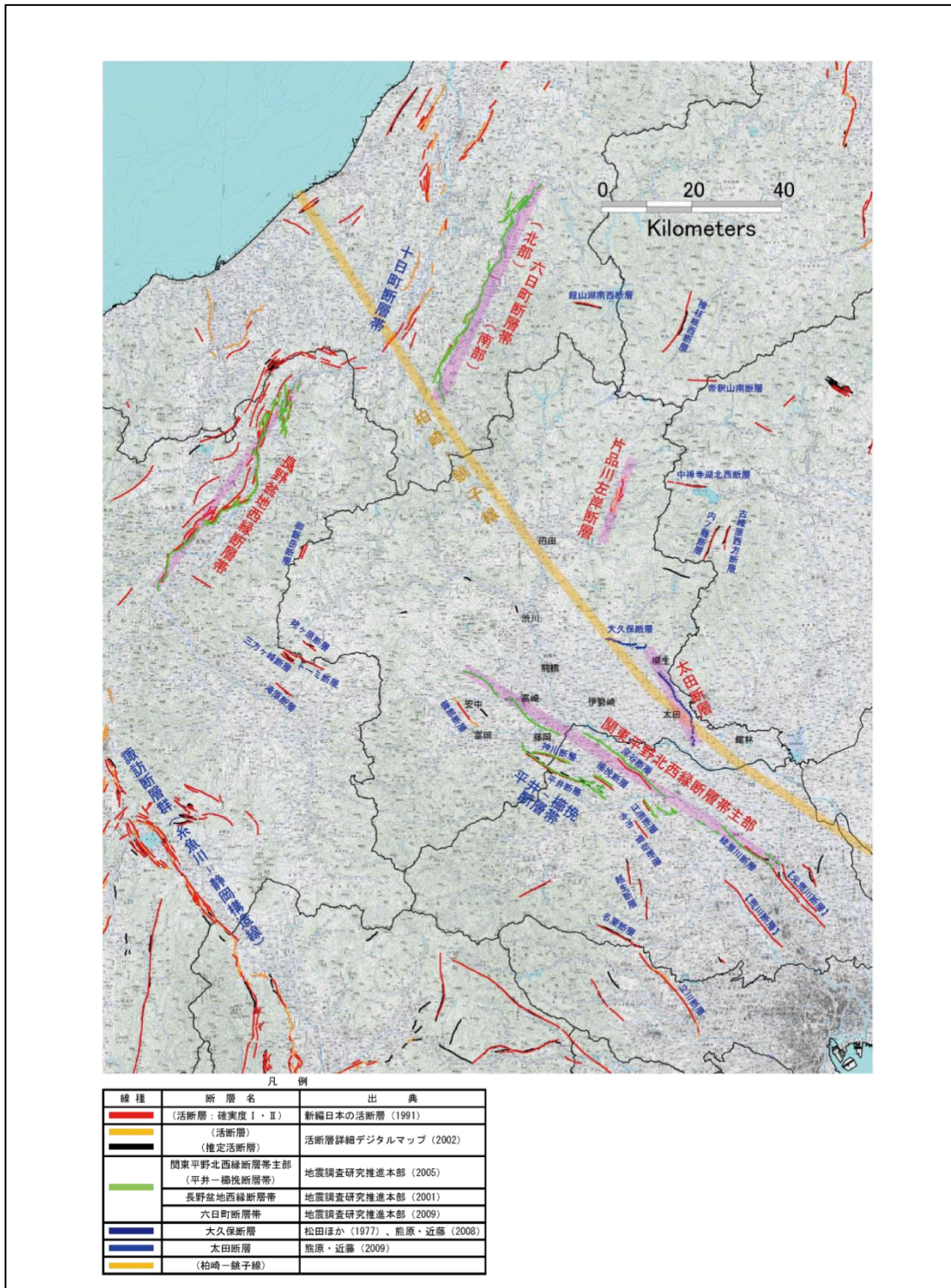
群馬県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井－櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井－櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005）は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井－櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

### ※構造線

地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎－銚子構造線と言います。

群馬県内の構造線や活断層の分布



資料：群馬県地震被害想定調査※(平成 24 年 6 月 群馬県)

※群馬県地震被害想定調査

群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件のもとで、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成 23～24 年度にかけて実施した調査。



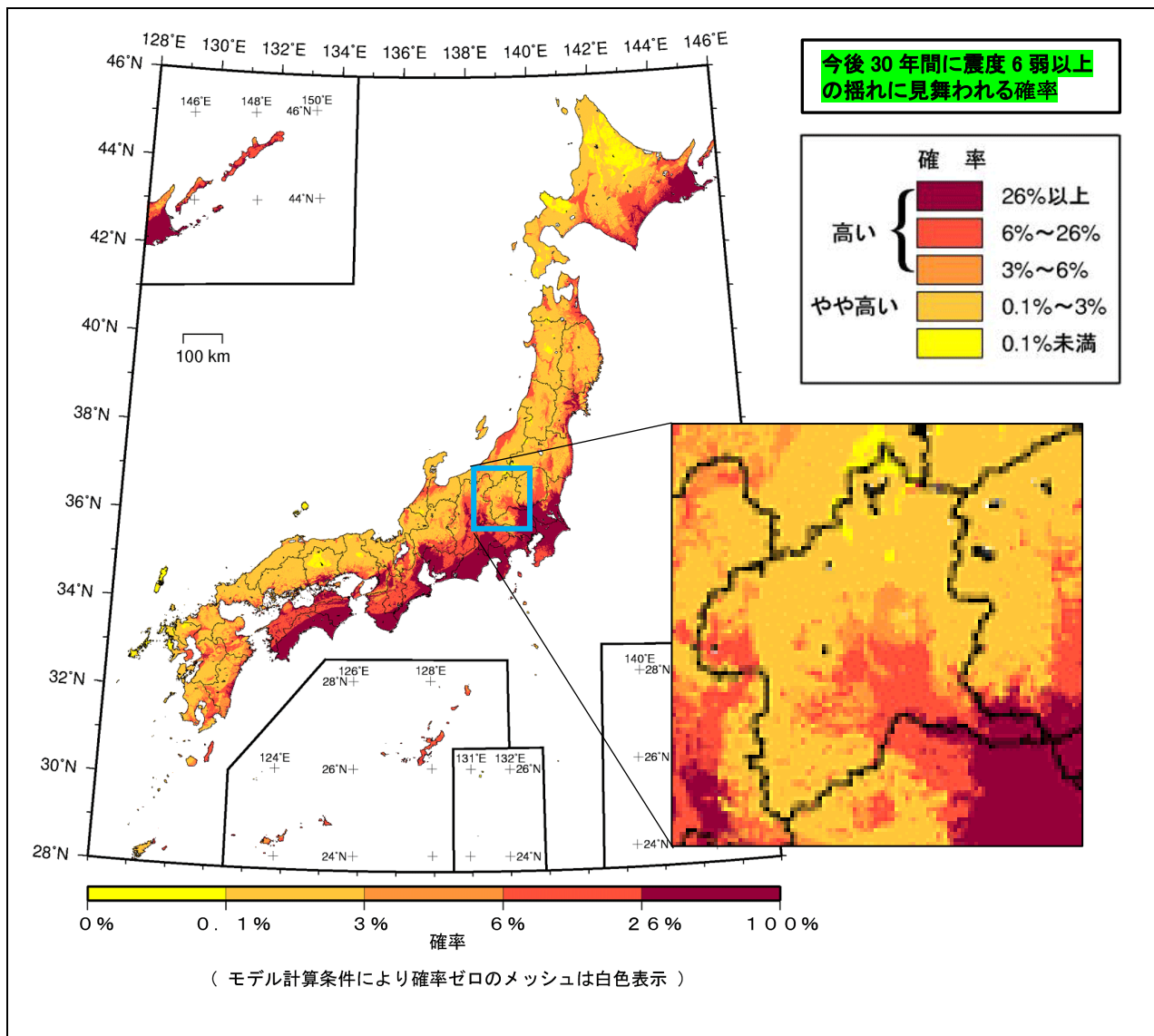
### 3 群馬県内の地震動の予測

地震調査研究推進本部<sup>※1</sup>地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、2014年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地図予測地図を更新、公表しています。

その全国地震予測地図によると、県内において、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、県南東部の一部に26%以上、県西部の一部や県中央部から県南東部に6~26%や3~6%の範囲が広がり、その他の地域も0.1~3%の範囲が広がっています。

※1：地震調査研究推進本部

平成7年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。



資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会資料

#### 4 地震被害想定

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3つの地震を想定し、季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行ったところ、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の5時(風速9m/秒)」で最も大きな人的被害(死者及び負傷者数)が想定されました。

人的被害については、新潟県中越地震より多い3,000人を超える死者の発生、物的被害については、19万棟を越す建物の損壊、最大で54万人を越す避難者の発生が想定されています。

##### 想定地震ごとの被害想定

項目		想定地震ごとの被害			
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
人的被害	死者(冬5時)	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.001%)	
	負傷者(冬5時)	17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.004%)	
	避難者(冬18時)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)	
物的被害	建物(全壊・半壊)(冬5時)	192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)	
	火災	出火件数(冬18時)	197件	82件	1件
		焼失棟数(冬18時)	12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)	0棟 (0%)

資料：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月 群馬県)

- ・%数値は、下記に対する割合
  - ・人口総数：2,008,068人(平成22年国勢調査による群馬県の夜間人口)
  - ・建物総数：1,146,471棟(平成23年10月、固定資産税課税台帳)
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

##### 近年の大地震による被害の比較

項目		兵庫南部地震 (阪神淡路大震災) 1995.1.17	福岡県西方沖地震 2005.3.20	新潟県中越地震 2004.10.23	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2011.3.11
地震の規模		M7.3	M7.0	M6.8	M9.0
人的被害	死者・行方不明者	6,434人	1人	68人	21,935人
	負傷者	43,792人	1,204人	4,805人	6,219人
	避難者(自主避難)	319,638人	2,999人	103,178人	約468,600人
住家被害(全壊・半壊)		249,180棟	497棟	16,985棟	399,808棟
火災	出火件数	293件	2件	9件	330件
	焼失棟数	7,574棟	2棟	—	263棟

資料：各地震の被害状況については内閣府防災担当ホームページなど

玉村町における想定地震ごとの被害想定

		関東平野 北西縁断層帯主部 による地震	太田断層 による地震	片品川左岸断層 による地震
物的被害	揺れ・液状化：全壊棟数 ：半壊棟数	1, 214 棟 3, 157 棟	101 棟 656 棟	0 棟 0 棟 0 棟
	焼失棟数 ：冬5時 ：夏12時 ：冬18時	0 棟 5 棟 124 棟	0 棟 0 棟 0 棟	0 棟 0 棟 0 棟
人的被害	死者数 ：冬5時 ：夏12時 ：冬18時	59 人 56 人 52 人	2 人 2 人 2 人	0 人 0 人 0 人
	負傷者数 ：冬5時 ：夏12時 ：冬18時	639 人 421 人 454 人	75 人 49 人 53 人	0 人 0 人 0 人
	避難者	15, 148 人	6, 559 人	0 人

資料：群馬県地震被害想定調査

・被害の想定に当たっては、火災の被害は発生時刻などの前提条件によって状況が異なるため、季節と時間帯の条件を組み合わせた3つのケースを想定しています。

## 第4章 耐震化の状況

### 1 住宅の耐震化率

令和3年4月の住宅の耐震化率は、84.4%と推計されます。平成29年度時点の81.4%より進捗しましたが、平成21年3月に策定した計画の目標値である85%には到達していません。

本町では、耐震診断及び耐震改修への補助事業により耐震化の促進を図ってきましたが、診断後の改修に至っていないのが現状です。これは、改修費用の負担額が影響していると推測されます。

住宅の耐震化率（令和3年4月時点の推計値）

耐震性あり 13,123戸 (84.4%)	耐震性なし 2,424戸 (15.6%)
-----------------------------	----------------------------

※玉村町固定資産税台帳を基にした推計です。

### 2 多数の者が利用する建築物\*の耐震化率

令和3年に群馬県が実施した調査結果では、本町の令和2年度末時点で多数の者が利用する建築物の耐震化率は、100%です。

多数の者が利用する建築物の総棟数は45棟あり、内訳は、町有建築物が14棟で民間所有建築物が31棟となっています。

※多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物。

多数の者が利用する建築物の耐震化率（令和2年度末時点の推計値）

耐震性あり 45棟 (100%)
------------------------

### 3 ブロック塀等の課題及び対策

ブロック塀及び石塀（以下、「ブロック塀等」という。）については、昭和53年の宮城県沖地震をはじめとする過去の地震によって、ブロック塀等の倒壊事故が発生しており、安全確保対策の必要性が指摘されてきました。そのなか、平成30年の大阪府北部地震においても、倒壊事故が発生しており、ブロック塀等の安全確保対策が急務となっています。

## 第5章 耐震化目標の設定

---

### 1 目標設定の考え方

国の基本方針及び群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）の耐震化率の目標値（95%）及び減災効果等を踏まえて、本町においても令和8年度末までに住宅の耐震化を95%にすることを目標とします。

### 2 住宅耐震化の目標設定

国及び県の目標値に基づき、現状の耐震化率、自然更新による耐震化の見込み及び耐震性の確保による減災効果を踏まえ、住宅の耐震化率の目標を95%（減災化した住戸を含む。）と設定します。

令和3年4月時点での住宅戸数は、15,547戸であるのに対し、耐震性があると判断されるS57年以降に建築された住宅は、13,123戸で、耐震化率は、84.4%と推計されます。

住宅の耐震化率はこれまでの進捗状況を踏まえると、令和4年度末には、85%に達する見込みですが、耐震化率95%の目標を達成するために、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策を推進します。

◎玉村町耐震改修計画（H21.3）策定時の数値

耐震性なしの住宅 3,007戸（23.6%）

耐震性ありの住宅 9,750戸（76.4%）

◎H28.9 調査時点の数値（玉村町固定資産税台帳からの推計値）

耐震性なしの住宅 2,652戸（18.6%）

耐震性ありの住宅 11,609戸（81.4%）

◎R3.4 調査時点の数値（玉村町固定資産税台帳からの推計値）

耐震性なしの住宅 2,424戸（15.6%）

耐震性ありの住宅 13,123戸（84.4%）

### 3 多数の者が利用する建築物耐震化について

民間所有建築物及び町有建築物、双方ともに、耐震化率100%を達成しております。

※耐震診断により耐震性がないと確認されたもの、耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含めて「耐震性なし」と表記しています。

## 第6章 建築物の耐震化を促進するための施策

### 1 耐震化を促進するための施策

#### (1) 確実な普及と啓発

- ア 行政広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページの活用等の手段により、所有者への情報発信を進めます。
- イ 県との協働により、耐震性のない住宅の所有者に耐震診断の実施を促したり、重点的に取り組む地域を抽出して、地震対策の重要性を周知するなど、ターゲットを絞った普及と啓発を進めます。
- ウ 県及び関係団体と連携し、相談窓口を設置するなど、耐震診断、耐震改修に関する情報提供や各種相談に応じられる環境の整備を進めます。

#### 周知内容の事例（平成 25 年耐震改修促進法改正関連）

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和 (改正法第 17 条)	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度 (改正法第 22 条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和 (3/4⇒1/2) (改正法第 25 条)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。 これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議が、3/4 以上から 1/2 超(過半数)に緩和されました。

(2) 耐震改修の支援

ア 住宅の耐震化を促進するためには、住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。そこで、住宅の耐震診断を実施するため木造住宅耐震診断士派遣事業を活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

○木造住宅耐震診断者派遣事業

町内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅で 2 階建て以下の在来軸工法によって建築された木造住宅について、町が耐震診断者を派遣して耐震診断する事業。

イ 住宅の耐震改修に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減し、耐震改修を実施しやすいようにするため、県と連携して木造住宅の耐震改修費用を補助します。

○木造住宅耐震改修補助事業

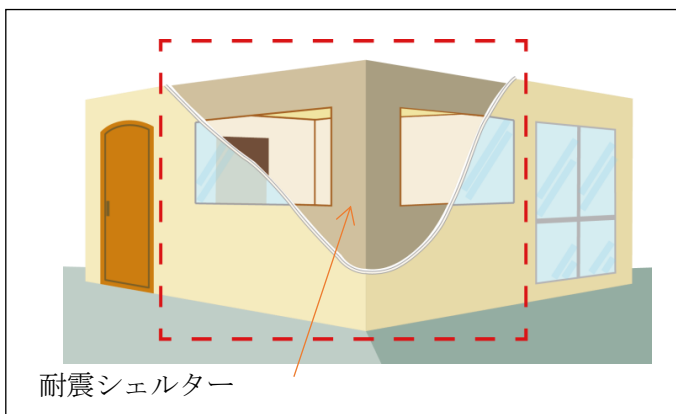
耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は高いと診断された町内に存する木造住宅の耐震改修費の一部を補助する事業。

## 2 住宅減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主にその中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。しかし、住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要であると考えます。

そのため、玉村町では住宅の耐震化を促進するとともに、住宅の「減災化」を目的とした施策として、地震による住宅の倒壊から町民の命を守るために、平成 29 年度からは、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターの設置費用の一部も補助しています。

耐震シェルター・耐震ベッドのイメージ

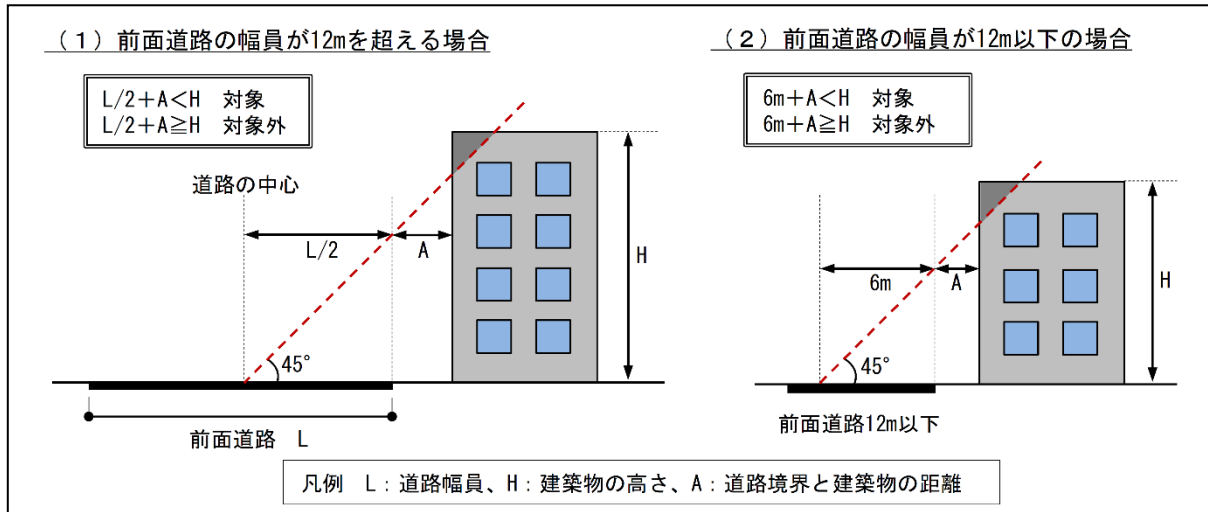


### 3 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

#### ① 通行障害建築物

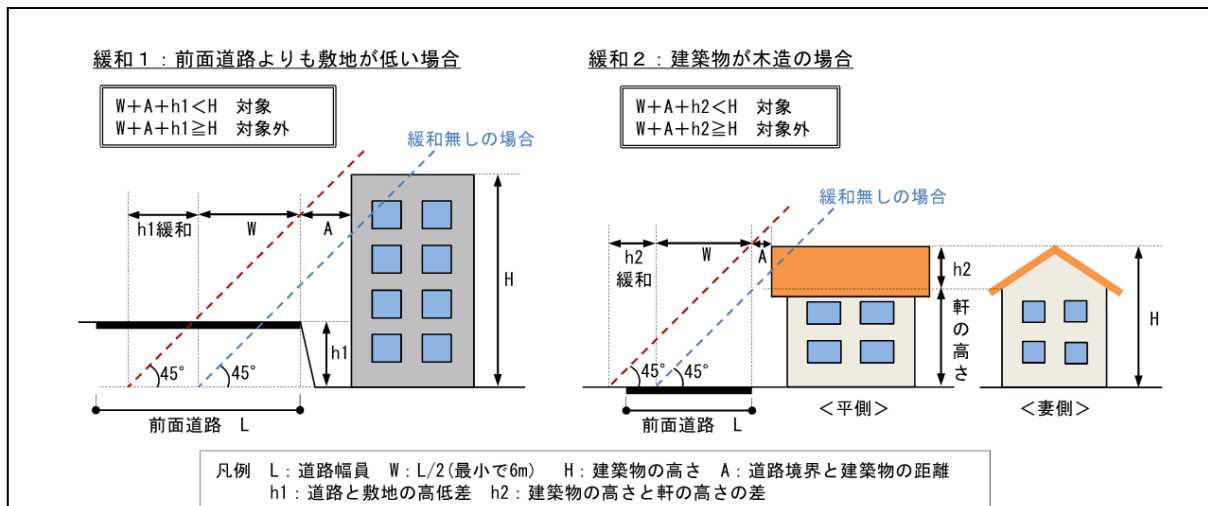
耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下、「通行障害建築物」という。）のうち既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるもの（以下、「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）について、耐震診断を行わせ、また、その促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下、「避難路」という。）を指定することができるものと規定されています。

通行障害建築物の対象となる要件



また、避難路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされています。

通行障害建築物の要件の緩和



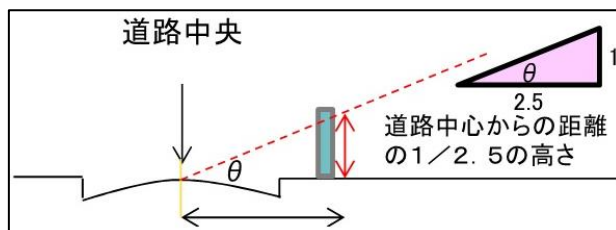


② 通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

平成 30 年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、その前面道路に面する部分の長さが 25m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に付属するものとなっています。

本計画においては、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとします。

通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等



#### 4 その他の安全対策に関する取り組み

##### (1) ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、避難や救援活動のため道路を通行するのに支障をきたしたりします。

そこで、ブロック塀等の倒壊の危険性について広く周知するとともに、道路等に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等を撤去するための補助制度を設立します。

##### (2) 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造、施工状態の早期点検等に関する周知を行います。

##### (3) 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながったりすることが考えられます。

そこで、窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性について広く周知を行います。

##### (4) 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。

そこで、住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止について広く周知を行うとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

##### (5) 空き家の耐震化

空き家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、その住宅の居住者が被害に遭うことはありませんが、地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、「玉村町空き家対策計画」に基づき、空き家の有効活用を促し、合わせて耐震改修を行い、老朽化した空き家は除却する際の補助など、空き家に対する施策を講じ、地震被害の軽減を図ります。

## 第7章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

### 1 県、市町村、所有者、関係団体などの連携・役割分担

#### (1) 基本的な考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

#### ① 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

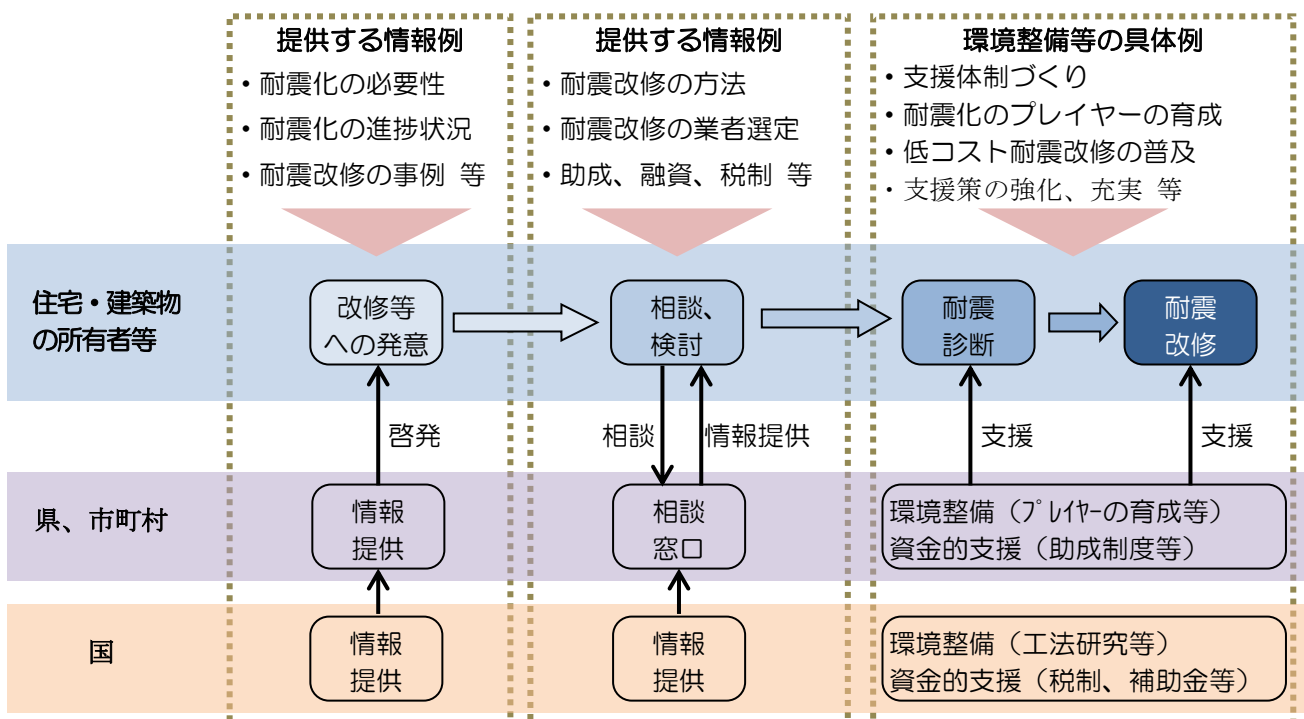
#### ② 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

#### ③ 建築士・施工者が耐震化のプレイヤーとして活躍できるようにします。

国・県・市町村は、建築士・施工者が住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できるような環境整備を図ります。

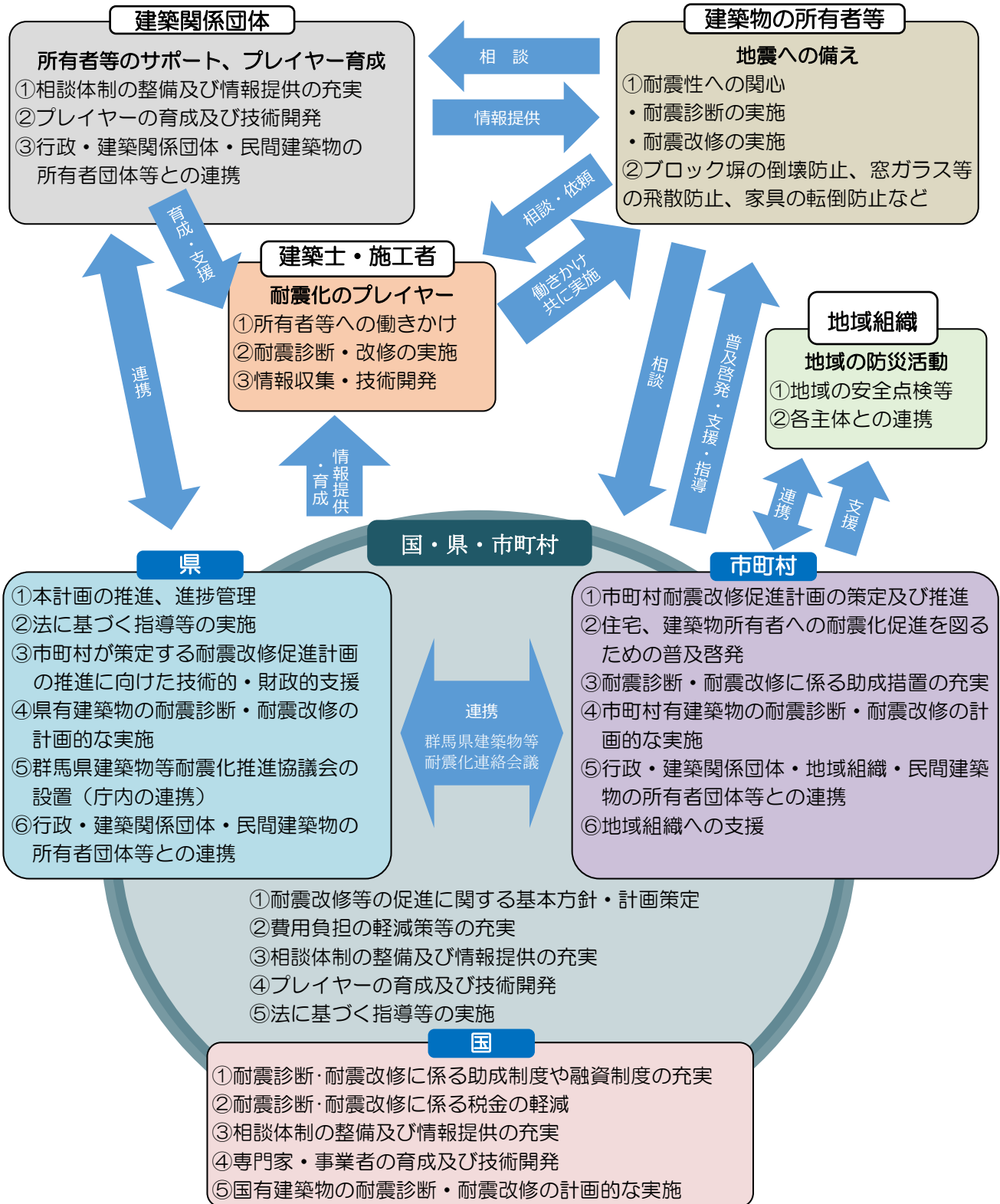
#### 耐震診断・耐震改修の促進イメージ



## (2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、町及び建築関係団体やNPOは、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断、改修の促進に努めます。

### 役割分担



発行 玉村町役場都市建設課（令和4年4月）  
住所 〒370-1192  
群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地  
電話 0270-65-2511（代表）